

令和7年度 現場代理人向けweb説明会



留萌労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 労働安全衛生規則について





1 建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日(確定値)

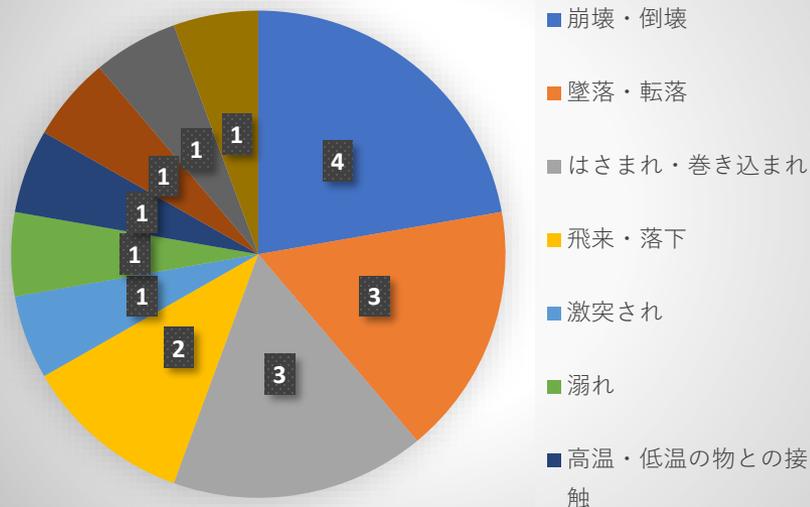
業種別		区分	令和6年確定値			令和5年確定値			対前年		業種割合(%)
			死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
留萌労働基準監督署	全産業計	1	57	58		78	78	-20	-25.6%	100.0	
	製造業		10	10		11	11	-1	-9.1%	17.2	
	建設業	1	9	10		9	9	+1	+11.1%	17.2	
	林業		2	2		0	0	+2	*	3.4	
北海道労働局	全産業計	48	8585	8633	51	9004	9055	-422	-4.7%	100.0	
	製造業	7	1114	1121	4	1141	1145	-24	-2.1%	13.0	
	建設業	18	834	852	6	893	899	-47	-5.2%	9.9	
	林業	4	75	79	4	64	68	11	16.2%	0.9	



労働災害発生状況について

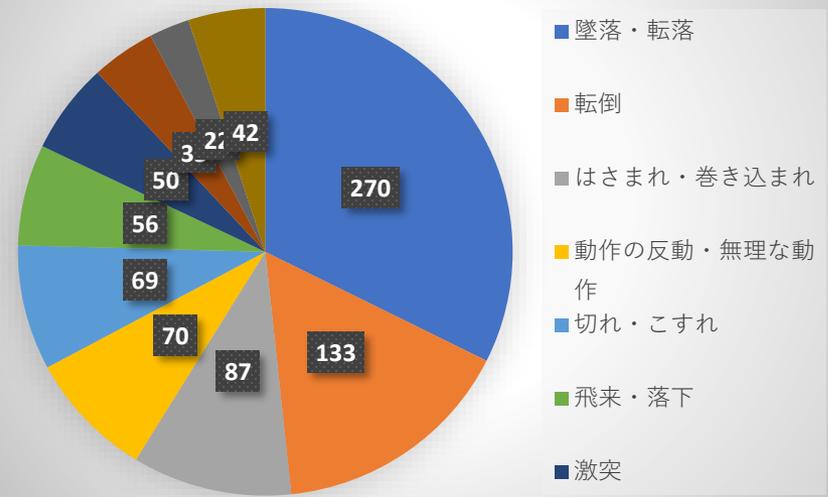
北海道内の建設業における労働災害の内訳について(令和6年1月～令和6年12月)

死亡事故件数



崩壊・倒壊 4件
 墜落・転落 3件
 飛来・落下 3件

休業件数



墜落・転落 270件
 転倒 133件
 はさまれ・巻き込まれ 87件



令和6年に留萌署管内で発生した死亡労働災害

はさまれ、巻き込まれ	建設機械等 1 4 2	被災者は、道路の横断管改修工事現場にて、ドラグ・ショベルのバケット付近で作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが被災者方向に移動してきたが、地盤の状態によりドラグ・ショベルの停止直後に機体が前方にずれ、被災者がドラグ・ショベルのバケットと付近に置かれていた締固め用機械との間に挟まれたもの。
------------	----------------------	--

原因

ドラグ・ショベルに接触することで危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたこと。

対策

労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない。
※令和7年4月1日からは「作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること」も措置義務となりました。



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を作り出すこと。

◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 2027(令和9)年の死亡災害を10%以上減少させる。
 - ◆ 2027(令和9)年の死傷災害を減少に転じさせる。
- ※ どちらも2022(令和4)年との比較



2 第14次労働災害防止計画

◆ 計画の重点事項(北海道労働局版)

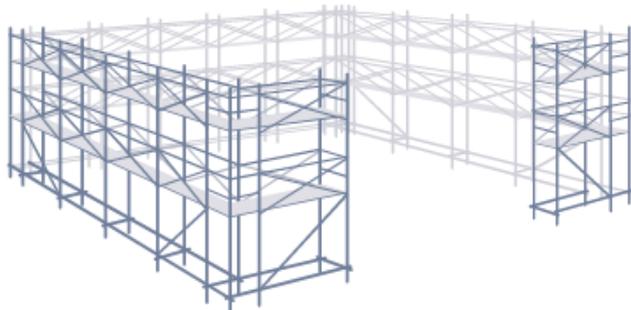
2. 重点業種における労働災害防止対策の推進(建設業)

◆ 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への**囲い、手すり等**の設置、**墜落制止用器具**の確実な使用、**はしご・脚立等**の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- **車両系建設機械等との接触防止**、移動式クレーンの荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。
- 局署においては、発生すると重篤な災害となる**車両系建設機械等**との接触防止、移動式クレーンの荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止対策のため、集団指導、パトロール等を実施する。

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

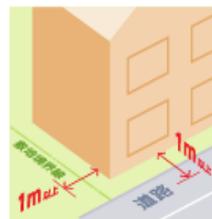
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

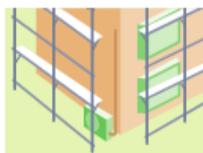
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

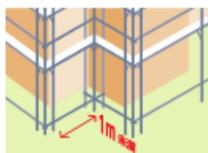


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



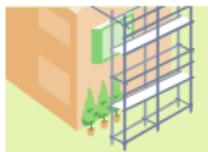
・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※図の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して表示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります 安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisel.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連産業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

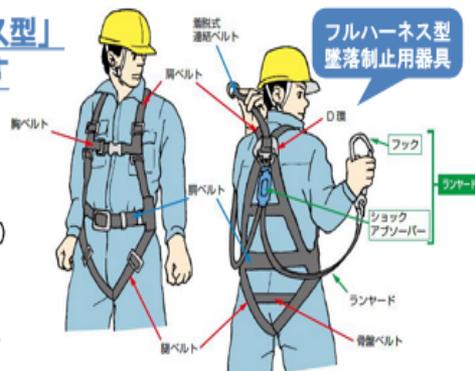
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ 6.75m 以下)は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さ 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格

(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m 以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さ 6.75m 以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は 5m を超える箇所、柱上作業等の場合は 2m 以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

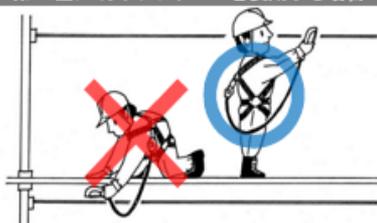
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



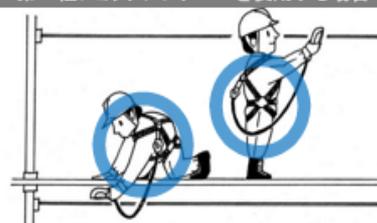
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

第一種ショックアブソーバを使用する場合



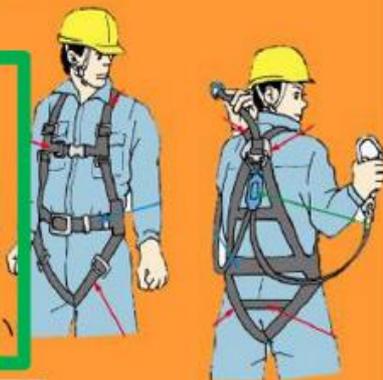
第二種ショックアブソーバを使用する場合



令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが6.75m以下の場合
は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ
ソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

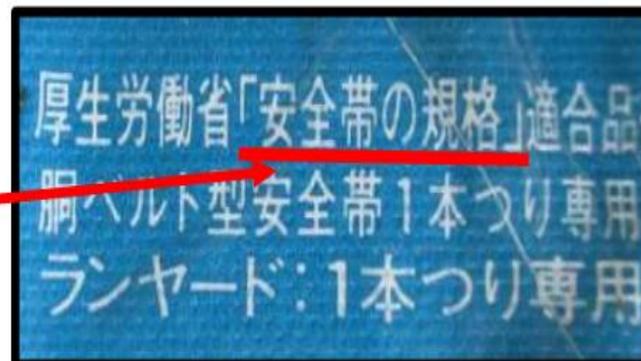
墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



旧規格の胴ベルト型安全帯の例



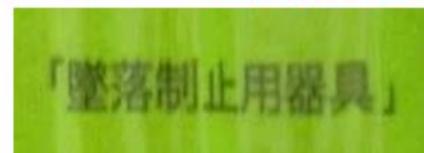
旧規格の場合は「安全帯」と記載



新規格の胴ベルト型安全帯の例



新規格の場合は「**墜落制止用器具**」と記載



「安全帯」という記載がある場合は、新規格不適合です。

「安全帯」の記載がある場合は、令和4年1月2日以降、墜落制止用器具としては使用できません。低層作業のため胴ベルト型の安全帯を使用する場合でも、新規格対応のものへ変更しましょう。(なお、フルハーネス型についても旧規格のものは使用できないことにご注意ください。)

建設業の安全衛生対策の推進

悪天候時に規制のある作業及び悪天候時・天災等に点検等が必要な作業(抜粋)



悪天候時に規制のある作業	強風	大雨	大雪
型枠支保工の組立て等の作業の禁止(則245)	●	●	●
造林等の作業の禁止(則483)	●	●	●
鉄骨の組立て等の作業の中止(則517の3)	●	●	●
鋼橋架設等の作業の中止(則517の7)	●	●	●
木造建築物の組立て等の作業の中止(則517の11)	●	●	●
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止(則517の15)	●	●	●
コンクリート橋架設等の作業の中止(則517の21)	●	●	●
高さ2m以上の箇所での作業の禁止(則522)	●	●	●
足場の組立て等の作業の中止(則564)	●	●	●
作業構台の組立て等の作業の中止(則575の7)	●	●	●
クレーン作業の中止(ク則31の2)	●		
クレーンの組立て等の作業の禁止(ク則33)	●	●	●
移動式クレーンの作業の中止(ク則74の3)	●		
土石流の急迫した危険があるときの退避(則575の13)	—	—	—

「則」とは、労働安全衛生規則、「ク則」とは、クレーン等安全規則をいうこと。

悪天候時・天災等に点検等が必要な作業	強風	大雨	大雪	暴風	中震以上の地震
明かり掘削における地山の点検(則358)		●			●
土止め支保工の点検(則373)		●			●
足場の点検(則567)	●	●	●		●
作業構台の点検(則575の8)	●	●	●		●
クレーンの逸走防止、ジブの損壊防止(ク則31, 31の3)	●				
屋外のクレーンの点検(ク則37)				●	●
移動式クレーンの転倒防止(ク則74の4)	●				

1 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が25cm以上の降雪をいうこと。

2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。

3 「暴風」とは、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風をいうこと。

4 「中震以上の地震」とは、震度階級四以上の地震をいうものであること。



はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズここが危ない
高所作業」(中央労働安全
研究所編)

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒



石綿障害予防規則に基づく実施事項



解体作業等における 事前の措置

情報提供
(発注者・注文者)
(8条、9条)

事前調査
(3条)
作業計画
(4条)

労働基準監督署への
事前の届出
(5条、安衛則86、90条)

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策
・湿潤化
(13条)

○ばく露防止対策
・呼吸用保護具
・保護衣
(14条等)

○隔離
(6条)

○立入禁止
(7条)

○管理

・石綿作業主任者
(19条、20条)

・特別教育
(27条)

・付着物の除去
(32条の2)

・飲食喫煙の禁止
(33条)

・掲示
(34条)

・作業の記録
(35条)

・保護具等の管理
(46条)

○健康診断 (40条)

石綿障害予防規則に基づく実施事項



石綿事前調査結果報告システム

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の述べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※ 事前調査そのものは、上記の規模によらず実施する必要があります。

※ 建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備(ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます)の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。

※ 工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

労働者に対するばく露防止措置 呼吸用保護具について

1 石綿を取扱う作業に使用する呼吸用保護具

作業レベル	呼吸用保護具		気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)
	区分	種類	
レベル 1	①	全面形のプレッシャデマンド形複合式エアラインマスク	150 本/cm ³ 超
	②	①区分の呼吸用保護具又は全面形のプレッシャデマンド形エアラインマスク	15 本/cm ³ 超～ 150 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 1000 倍)
	③	①、②区分の呼吸用保護具又は面体形及びフード形の電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク(一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク)	7.5 本/cm ³ 超～ 15 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 100 倍)
レベル 2		④ ①、②、③区分の呼吸用保護具又は全面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率 99.9%以上 (RL3、RS3)	1.5 本/cm ³ 超～ 7.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 50 倍)
	レベル 3	⑤ ①、②、③、④区分の呼吸用保護具又は半面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率 99.9%以上 (RL3、RS3)	1.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 10 倍)
	(発じんの小さい場合)	⑥ ①、②、③、④、⑤区分の呼吸用保護具又は半面形の取替え式防じんマスク 粒子捕集効率 95.0%以上 (RL2、RS2) ※	0.15 本/cm ³ 以下

石綿を取扱う作業であれば、必ず呼吸用保護具を着用してください。

屋外の作業や石綿発じんが小さくても着用義務があります。

※ ⑥の半面形の取替え式防じんマスク (RL2、RS2) は発じんの小さい場合のみ使用可能

石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿作業に常時従事している（いた）労働者に対しては、6か月以内ごとに1回は石綿健康診断を受診させて下さい。

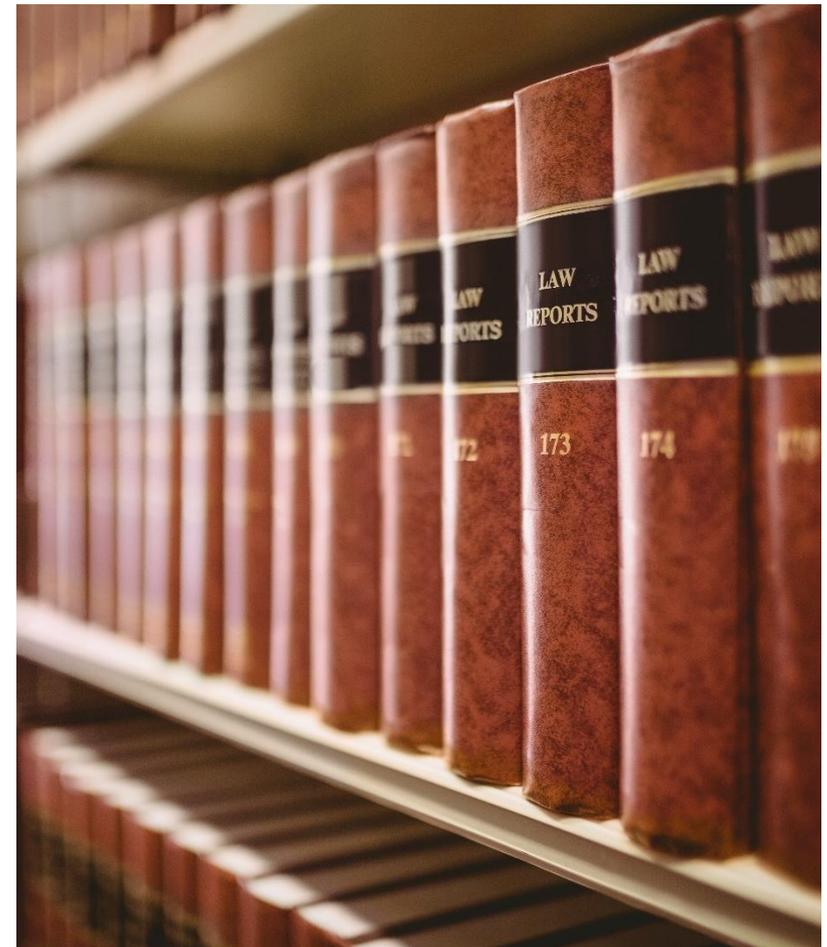
石綿健康診断委託医療機関名簿
健診実施時期 原則2月・8月

委託医療機関名	所在地	電話番号
▼函館市		
国立病院機構函館病院	函館市川原町18番16号	(0138)51-6281
▼室蘭市		
製鉄記念室蘭病院	室蘭市知利別町1丁目45番地	(0143)44-4650
日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5番13号	(0143)25-1333
▼岩見沢市		
北海道中央労災病院	岩見沢市4条東16丁目5番地	(0126)22-1300
▼旭川市		
市立旭川病院	旭川市金星町1丁目1番65号	(0166)24-3181
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	(0166)69-3012
▼釧路市		
釧路労災病院	釧路市中園町13番23号	(0154)22-7191
▼留萌市		
留萌市立病院	留萌市東雲町2丁目16番地	(0164)49-1011
▼札幌市		
北海道大学病院	札幌市北区北14条西5丁目	(011)706-5633
北海道労働保健管理協会	札幌市白石区本郷通3丁目南2番13号	(011)862-5030
札幌南三条病院	札幌市中央区南3条西6丁目4番2号	代表(011)233-3711 直通(011)233-3010
札幌緑愛病院	札幌市清田区北野1条1丁目6番30号	(011)883-0170
勤医協札幌病院	札幌市白石区菊水4条1丁目9番22号	(011)811-2246
勤医協中央病院	札幌市東区東苗穂5条1丁目9番1号	(011)782-9111
J R 札幌病院	札幌市中央区北3条東1丁目1番地	(011)208-7150
▼帯広市		
帯広厚生病院	帯広市西6条南8丁目1番地	(0155)24-4161
十勝勤医協帯広病院	帯広市西9条南12丁目4番地	(0155)21-4111
▼北見市		
オホーツク勤医協北見病院	北見市常盤町5丁目7番5号	(0157)26-1300
▼苫小牧市		
王子総合病院	苫小牧市若草町3丁目4番8号	(0144)32-8111
苫小牧市立病院	苫小牧市清水町1丁目5番20号	(0144)33-3131
※病院の都合により休止中 現在受付をしておりません		



改正された労働安全衛生法

- 1 熱中症対策の義務化
- 2 個人事業者やフリーランスへの対応
- 3 電子申請の義務化
- 4 メンタルヘルス対策の強化
- 5 化学物質対策の強化





熱中症対策の義務化

- 施行日：令和7年6月1日
- 目的：職場における熱中症による労働災害防止（一人親方にも適用）
- 事業者の義務（条文を一部抜粋）
- ・作業に従事する者が**熱中症の自覚症状を有する場合又は熱中症の疑いがあることを（中略）他の者が発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、（中略）体制を周知させなければならない。**
- ・**作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、（中略）内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。**

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける → 判断する → 対処する

1 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパピーの使用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めます。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業中への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

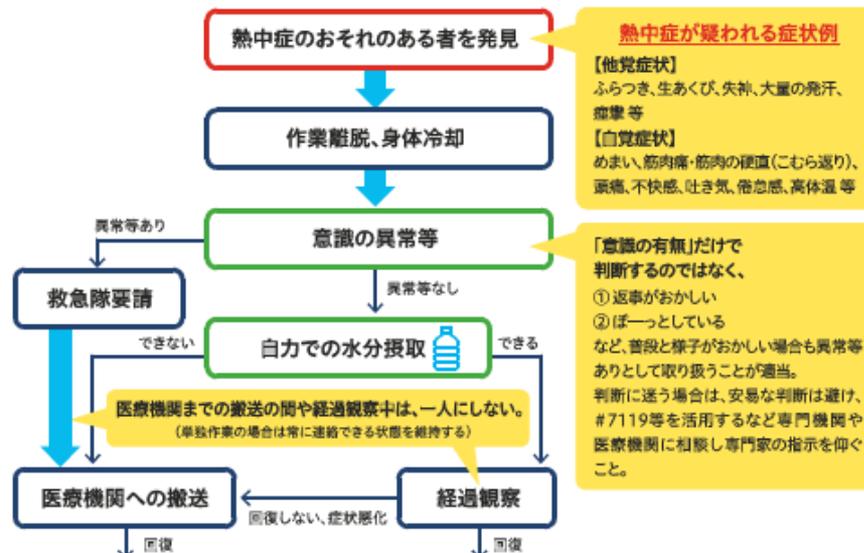
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

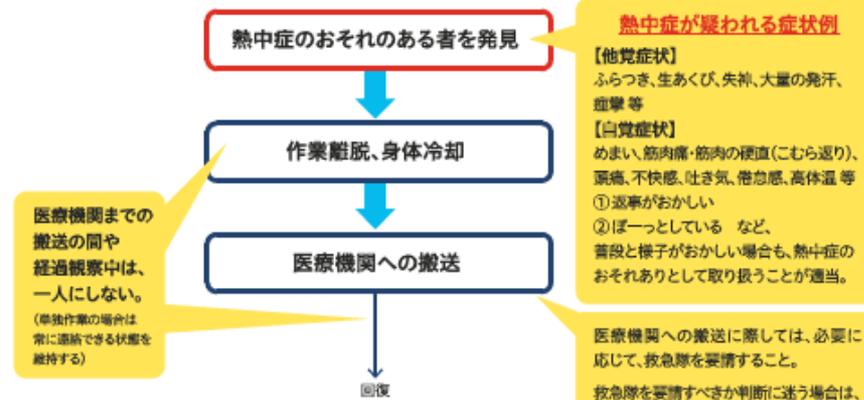
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。